

ほけんだより No. 1

令和5年5月
戸田第二小学校 保健室

【健康診断につきまして】

4月から様々な健康診断を行っていますが、その結果、専門機関での検査や治療が必要と思われるお子さまには「受診のお知らせ」を配付しています。受け取りましたら早めの受診をお願いします。

「異常なし」の場合、治療のお知らせは配布しませんが、歯科健診のみ全員に結果をお知らせします。

5月8日から、新型コロナウイルスの感染法上の分類が季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」になりました。それに伴い出席停止期間も変更となりましたのでご確認ください。

★新型コロナウイルス感染症

(1) 有症状の陽性者となった場合

…発症後5日が経過し、かつ症状が軽快(※)した後1日を経過するまで。

(※) 解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸症状が改善傾向にあること。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目以降
症状有り→発症日	←出席停止→					症状が軽快した後、24時間経過していれば登校可能

(2) 無症状の陽性者となった場合

…陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで。

※出席停止期間中に発症した場合…検体採取日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目以降
症状なし→検体検出日	←出席停止→					登校可能
出席停止期間中に発症した場合。検体検出日						症状が軽快した後、24時間経過していれば登校可能

(3) 体調不良者のうち、医師等から登校を控えるよう指示された場合

…医師等から感染のおそれがないと認められるまで。

★インフルエンザ …発症後5日が経過し、かつ解熱後2日が経過するまで。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目以降
症状有り→発症日	←出席停止→					熱が下がって、48時間経過していれば登校可能

★感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルスなど)

医療機関で「感染性胃腸炎」と診断された場合は出席停止となり、児童は登校することができません。下痢や嘔吐などの症状がおさまり、医師から「登校可能」と指示があれば登校することができます。



こんなときはどうしよう？

登校に関する Q&A



Q1：戸こっ子にかぜ症状があります。
欠席した場合、出席停止になりますか？

A：かぜ症状等の体調不良で欠席した場合、出席停止扱いとなりません。

新型コロナウイルスやインフルエンザと診断された場合は「出席停止」となります。
頭痛、発熱、腹痛、嘔吐等を理由とする休みは「欠席」となります。



Q2：新型コロナウイルスではないが、鼻水や咳が出るなどのかぜ症状があります。戸こっ子は登校できますか？

A：登校は可能です。ご家庭でお子さまの体調を確認し、ご判断ください。



Q2： 家族で新型コロナウイルスと診断された人がいます。
戸こっ子は登校できますか？

A：家族の人が新型コロナウイルス診断されても、本人にかぜ症状がなければ登校できます。

ただし、児童本人が感染しているまたはすることも考えられるため、健康観察を念入りをお願いします。



Q3： 家族に発熱、かぜ症状がある人がいます。戸こっ子は登校できますか？

A：児童本人が元気あれば登校可能です。